

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔平29-職1〕

第1 当審査会の結論

諮問に係る下記の表現活動1ないし3は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）には該当しない。

諮問に係る下記の表現活動4は、条例第5条第1項各号に掲げる、(a)大阪市内で行われた表現活動並びに(b)明らかに大阪市民等に関する表現活動及び(c)大阪市内で行われたヘイトスピーチを大阪市内に拡散する表現活動のいずれにも該当しない。

記

（表現活動1）

平成28年8月に大阪市内で複数の弁士（うち2名については「弁士A」及び「弁士B」、その他の複数の弁士らを「弁士C」とする。）により行われた街宣活動（以下「本件街宣活動」という。）のうち、弁士Aにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動1」という。）

（表現活動2）

本件街宣活動のうち、弁士Bにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動2」という。）

（表現活動3）

本件街宣活動のうち、弁士Cにより行われた街宣活動（以下「本件表現活動3」という。）

（表現活動4）

インターネット上の動画投稿サイト「ニコニコ動画」(<https://www.nicovideo.jp/>。以下「本件動画サイト」という。）において、本件街宣活動の一部を記録した動画（以下「本件動画」という。）を投稿し、特定のURLで表示される本件動画サイト内のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に本件動画及びそのタイトル・説明文等（以下「本件動画等」という。）を掲載し、不特定の者から投稿されたコメント（以下「本件コメント」という。）とともに不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表

現活動4」といい、本件表現活動1ないし4を併せて「本件表現活動」という。）

第2 結論に至った理由

1 本件街宣活動に係る表現活動の主体について

本件街宣活動は、平成28年8月に大阪市内で複数の弁士により行われた街宣活動である。

本件街宣活動は、特定の団体（以下「本件団体」という。）により、条例に反対することを主題とする街宣活動を実施することを明らかにして、事前にインターネット上で呼び掛けを行った（以下「事前告知」という。）上で参加者を募って開催されたものであり、実際に、本件街宣活動においては、参集した者が当該主題についてそれぞれの主張を述べていることが認められる。また、事前告知においては、主催の欄に本件団体の名称が、責任者の欄に弁士Aの氏名が記載されているほか、支援依頼の欄には本件団体名義の銀行口座に係る口座情報が記載されていた。これらのことから、一見すると、本件街宣活動は本件団体による行為であるものと考えられる。

しかしながら、本件動画により弁士A、弁士B及び弁士Cの発言等を当審査会が確認したところ、本件団体が主催する街宣活動である旨に言及する表現活動については確認できなかった。

また、弁士Aによると、下記3(2)アのとおり、本件街宣活動の他の参加者に関して、各々の発言内容や街宣活動のルールなどについて事前の打合せは行っておらず、さらに、ほとんどの参加者はハンドルネームを使用して参加しており、連絡先も聞いていなかったことから、他の参加者の氏名や連絡先は知らなかったとのことである。

なお、下記3(2)イのとおり、弁士Bは、所在が判明しない。

上記のことを総合的に勘案すると、本件街宣活動は、本件団体による統率のとれた街宣活動ではなく、集まった者が思い思いにそれぞれの主義主張を述べているに過ぎないことが認められる。

これらのことから、当審査会は、本件街宣活動は団体による活動ではないと判断した。

以上を踏まえて、当審査会は、本件表現活動1は弁士Aにより、本件表現活動2は弁士Bにより、本件表現活動3は弁士Cにより、それぞれ行われた独立の表現活動であり、また、本件表現活動4についても、本件街宣活動の一部を記録した動画であることから、独立した表現活動であるものと認めることとした。

以下、本件表現活動1ないし4のそれぞれについて、条例第5条第1項各

号のいずれかに該当するものであるかどうか、また、同項各号のいずれかに該当する場合には、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当するものであるかどうかを検討していくこととした。

2 本件表現活動4の調査審議対象について

(1) 調査審議の対象とする本件動画等について

本件動画等の内容は、随時、追加や削除による変更（動画については削除のみ）が可能であることから、本件動画等の調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件動画等の内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、本件表現活動に関する情報を大阪市に提供した者（以下「本件情報提供者」という。）からの情報提供を受けて大阪市長の補助組織である大阪市民局（以下「市民局」という。）において確認した平成29年5月22日時点、同月24日時点、同月26日時点、同年6月8日時点及び同月9日時点における本件動画等の内容を調査審議の対象とすることとした。

(2) 条例の適用関係について

本件動画等は、本件ウェブページで視聴できない状態になっていることが、令和3年6月27日の時点で市民局により確認されているが、少なくとも平成29年5月22日、同月24日、同月26日、同年6月8日及び同月9日の時点においては、本件動画等が不特定多数の者により視聴できる状態に置かれていたことに鑑み、引き続き調査審議を行った。

(3) 本件コメントについて

本件ウェブページには、本件動画等の他に、不特定の者から投稿された本件コメントが掲載されているが、本件コメントは、基本的には本件動画等に付随するものとして一体となって視聴対象となっており、本件動画等の存在を前提とし、その内容と相まって一定の意味内容を持つものであって、本件動画等を前提としない場合にはその意味内容の受け止められ方が異なってくるものもあると考えられる。

一方、条例第11条では「この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない」と規定されており、本件において条例第5条第1項各号該当性やヘイトスピーチ該当性を調査審議するにあたっては、本件コメントの投稿者の表現の自由を不当に侵害しないよう留意することが求められている。以上の点を考慮し、大阪市になされた情報提供の対象

が本件コメントではなく本件動画等とされている本件においては、本件表現活動4の条例第5条第1項各号該当性やヘイトスピーチ該当性の調査審議は、まず本件動画等について行うこととし、その上で、本件動画等の各該当性について直ちに判断し難い場合その他特段の事情がある場合には、本件ウェブページでは不特定の者によって本件動画等に関するコメントを投稿することができることとなっていることを踏まえ、本件動画等と本件コメントとの関係や本件コメントによる本件動画等への影響について検討することとした。

3 本件表現活動に係る関係人からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第6条第1項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるので、条例第5条第2項に規定する申出にかかる申出人は存在しない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

ア 弁士A

弁士Aの意見は、条例第9条第2項に基づき提出された令和6年1月4日付けの意見書から、概ね次のとおりである。

- ・当時、大阪市内で行った街宣活動を録画した動画（以下「当該動画」という。）をアップロードしたが、数年前に当該動画には不適切な表現が含まれていることを認識し、全て自主的に削除した。
- ・当該動画は、現在、インターネット上に存在しておらず、本件動画等を特定するものとして、機会付与通知書において本件動画等のURLしか記載されていないため、当該機会付与通知書に記載されたURLの動画が、当該動画と同一かどうかは確認できていない。
- ・他の参加者に関しては、ほとんどの参加者がハンドルネームで参加しており、連絡先も聞いていないため、他の参加者の氏名や連絡先は分からない。
- ・他の参加者の発言内容に関して、事前に各々の発言内容や街宣活動のルールなどについて打合せは行っていない。よって、参加者の発言内容全てに、私が賛同しているわけでも同意しているわけでもない。また、8年も前のことであるため、参加者が何を言ったかについても覚えていない。しかし、当該機会付与通知書に記載されているURLの動画が数年前に私がアップロードした動画であるならば、当該動画をインターネット上にアップロードした責任は、全て私にある。

- ・当該動画は数年前に既に削除されているが、当該動画に含まれていた表現活動によって心を傷つけられた方々及び関係者の皆様に対し、心よりお詫び申し上げます。本当に申し訳ない。

イ 弁士B

弁士Bに対する意見提出等の機会の付与について、当審査会でインターネット上の情報を調査したものの、弁士Bの所在の特定に資する情報は得られなかった。

そこで、本件街宣活動とは別の特定の街宣活動に弁士Bとともに参加している者のうち、住所又はメールアドレスが判明している者に、弁士Bの所在に関する情報提供を求めたところ、そのうちの1名から所在に関して不知との回答があり、それ以外の者からは回答がなかった。

次に、弁士Bの所在を確認するため、当審査会は、弁士Aに対し、意見提出等の機会において個別に確認したところ、上記アのとおり所在に関して不知との回答があった。

本件に関し、このほかには、弁士Bの所在の特定に資するような情報も見当たらないことから、弁士Bについては、同項ただし書の「所在が判明しないとき」に該当するものとした。

ウ 本件表現活動4を行ったもの

本件表現活動4を行ったものに対する意見提出等の機会について、当審査会でインターネット上の情報を調査したものの、本件表現活動4を行ったものの所在の特定に資する情報は得られなかった。

次に、本件表現活動4を行ったものの所在を確認するため、当審査会は、意見提出等の機会において、弁士Aに対し、個別に確認したところ、上記アのとおり当該動画を本件動画サイトにアップロードしたが、既に全て自主的に削除しているため、当該動画が本件動画等と同一かどうかはわからないとのことであった。

以上より、本件表現活動4を行ったものについては、条例第9条第2項ただし書の「所在が判明しないとき」に該当するものとした。

4 本件表現活動の条例第5条第1項各号該当性について

(1) 本件表現活動1ないし3について

本件表現活動1ないし3が、大阪市内で行われたことは本件動画から明らかなので、条例第5条第1項第1号に該当する。

(2) 本件表現活動4について

ア 条例第5条第1項第1号該当性について

本件表現活動4は、インターネット上の本件動画サイトに本件動画等

を掲載する行為であって、本件動画サイトに接続ができれば世界中のどこからでも投稿が可能なものであるところ、本件動画サイトへの掲載が大阪市内で行われたことを認定するに足る根拠はなく、大阪市内で行われたものかどうか明らかでない。

この点、本件情報提供者から、インターネット上の投稿サイトへの投稿により行われる表現活動の実施場所を客観的に立証できる資料が提出されているときや、同実施場所が大阪市内である可能性を相当程度にうかがわせる個別的な事情があるときを除けば、一般的には、同実施場所を特定しようとするために、表現活動を行ったものに投稿した場所を問い合わせても、自ら大阪市の区域内で投稿したとは回答しない場合が多いと考えられる。このような場合、同実施場所の特定には、サイトの運営者や関係プロバイダからIPアドレス等の必要な情報を取得する必要があるが、サイトの運営者や関係プロバイダから投稿が行われた場所を特定するために必要な情報が任意に提供される可能性は非常に低く、仮にサイトの運営者や関係プロバイダから情報が得られたとしても、インターネット上のサイトへの投稿の多くが無線の通信端末機器により行われている現状に鑑みると、投稿が行われた場所を特定することは極めて困難であると考えられる。

これを本件についてみると、本件情報提供者から、インターネット上の投稿サイトへの投稿により行われる表現活動の実施場所を客観的に立証できる資料は提出されていないこと及び本件動画サイトへの本件動画等の投稿が大阪市内で行われた可能性を相当程度にうかがわせる個別的な事情も存在しないことを踏まえると、仮に、本件表現活動4を行ったものに投稿場所を問い合わせたとしても、大阪市の区域内で投稿した旨の回答を得る可能性は非常に低いことに鑑み、本件表現活動4については、これが行われた場所を特定するための調査は行わず、上記のとおり、大阪市の区域内で行われたかどうか明らかでないものとして、条例第5条第1項第2号該当性について判断することとした。

イ 条例第5条第1項第2号ア該当性について

本件表現活動4には、大阪市に居住又は通勤若しくは通学する市民等に関する明らかに認められる内容は見受けられないため、本件表現活動4は条例第5条第1項第2号アに該当するとはいえない。

ウ 条例第5条第1項第2号イ該当性について

条例第5条第1項第2号イは「本市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するもの」と規定しているところ、本件表現活動4は、大阪市内で行われた本件表現活動1ないし3の内容を投

稿・掲載し、拡散するものではあるが、下記 5 ないし 7 に記載のとおり、本件表現活動 1 ないし 3 がヘイトスピーチに該当するとはいえないため、本件表現活動 4 は、条例第 5 条第 1 項第 2 号イに該当するとはいえない。

エ 小括

したがって、本件表現活動 4 は、条例第 5 条第 1 項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しない。

(3) 小括

本件諮問の内容は、まず、本件表現活動が条例第 5 条第 1 項各号のいずれかに掲げる表現活動に該当するかどうかについての意見を求めるものであり、その上で本件表現活動が同項各号のいずれかに掲げる表現活動に該当する場合にヘイトスピーチに該当するものであるかどうかについての意見を求めるものであることから、同項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しない本件表現活動 4 については、ヘイトスピーチ該当性の判断は行わないこととした。

一方、本件表現活動 1 ないし 3 については、上記(1)に記載のとおり、条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当するので、ヘイトスピーチ該当性の判断を行うこととした。

5 本件表現活動 1 のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動 1 の条例第 2 条第 1 項第 2 号該当性について

条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件表現活動 1 においては、主に条例制定に反対する趣旨の発言や、「ヘイトスピーチ規制法」について日本人に対する差別的な法律である旨の発言が行われていることが認められるが、下記に記載の部分を除いては、人種若しくは民族に対する侮蔑や誹謗中傷といえるような表現の内容や態様は認められない。

本件表現活動 1 の概ねの主張は上記のとおりであるものの、一部に、政治家や弁護士などの重要な地位に反日の中国人、「朝鮮人」及び日本人などが存在しているとした上で、それらの地位から追放しなければならない旨及び排除していかなければならない旨の発言が認められる。

弁士 A の真意は定かではないが、上記発言の直後、日本が侵略されている状態であり、民族自決権に基づいて、失われた日本人の権利の回復を求

めて戦う権利があるとの発言が認められる。このことから、弁士Aの主訴は、上記発言を例示として、外国人が厚遇されており、一方で、日本人が差別的取扱いを受ける程度にまで冷遇されているとして、日本人の権利の回復を求めるものであると推察される。

たとえ独善的な意見であったとしても、特定の人種・民族の排除などに言及する場合は別として、条例第11条にも規定された表現の自由等との関係を考慮すると、その思想に基づき、政策的論議として、外国人に係る施策がどうあるべきか、より多くの者が納得できるような在り方について、公の場で議論がなされること自体に関しては許容されるべきである。

なお、中国人に対する蔑称として用いられると一般的にいえる表現を用いている以上、侮蔑性や誹謗中傷性が皆無とはいえず、当審査会としても、こうした単語が用いられていることは誠に遺憾である。

しかしながら、上記発言の前後において、日本の領土において中国による侵略が行われている旨に言及していることは確認できるものの、特段、中国人を侮蔑又は誹謗中傷する発言があるわけでもなく、そうした侮蔑や誹謗中傷と関連させて上記発言を行ったものであるとも認められない。

以上より、本件表現活動1は、あくまでも条例に反対することを主題とした発言であることを踏まえ、事前告知を含め本件表現活動1を総合的に勘案すると、その表現活動の内容や態様が、在日韓国・朝鮮人及び在日中国人を相当程度侮蔑し又は誹謗中傷するものや、在日韓国・朝鮮人及び在日中国人のうちの相当数に脅威を感じさせるようなものとまでは認められない。

よって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第2号ア又はイのいずれにも該当しない。

(2) 小括

したがって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第2号に該当するとはいえないから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

6 本件表現活動2のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動2の概観

本件表現活動2は、事前告知によると、主に条例に反対する目的で実施されたものであると認められるが、下記ア及びイから構成されていることが確認できる。

ア 過去の出来事に関する発言

主に、朝鮮総連や韓国の軍隊などについて、過去に暴力的な行為を行

ったなどとして非難する旨の発言（以下「本件発言 1」という。）

イ 韓国人及び「朝鮮人」に関する発言

(ア) 沖縄において共産主義者が、在日米軍やその家族に対し本国への帰国を求める発言を浴びせている現状があるとした上で、それらはヘイトにならず、在日韓国・朝鮮人に対し本国への帰国を求める発言がヘイトになるのは二重基準ではないのかと疑問を呈する旨の発言（以下「本件発言 2」という。）

(イ) 日本に来て犯罪を行うのは韓国人が圧倒的に多いという旨の発言（以下「本件発言 3」という。）

(ウ) 日本に来ている「朝鮮人」の一部に犯罪行為や公安事件に関与している者がおり、そういったことをする民族や組織を危険な存在と見るのは当然であり、警察が守ってくれないのであれば、武装してでも自らを守らないと仕方がない旨の発言（以下「本件発言 4」という。）

(2) 本件発言 1 の条例第 2 条第 1 項第 2 号該当性について

条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件発言 1 においては、主に、朝鮮総連や韓国の軍隊などについて、過去に暴力的な行為を行ったなどとして非難する発言を繰り返し行い、在日韓国・朝鮮人が危険な存在であると述べている。

本件発言 1 には、当時の背景などの詳細な説明をすることなく、戦後直後の事例について自身の主張に都合のいい内容だけを述べ、あたかも現在の在日韓国・朝鮮人が危険であると認識させる発言なども含まれ、一貫して消極的な事実のみを抽出した言動を並べ立てて述べることにより、在日韓国・朝鮮人に対する評価を低下させ、誠に遺憾である。

しかしながら、本件発言 1 は、あくまでも条例に反対することを主題とした表現活動であること、それぞれの内容は全く根拠がない訳でもなく、極端に過激な発言でもないこと、また、表現の自由は広く許容しなければ、健全な民主主義の発展を阻害しかねないことに鑑みると、人種若しくは民族を相当程度侮蔑し誹謗中傷するものや、在日韓国・朝鮮人のうちの相当数に脅威を感じさせるようなものとまでは認められない。

よって、本件発言 1 は、条例第 2 条第 1 項第 2 号ア又はイのいずれにも該当しない。

(3) 本件発言 2 の条例第 2 条第 1 項第 2 号該当性について

条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する表現の内容又は表現活動の態様に

については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件発言2においては在日米軍等に対する本国への帰国を求める発言はヘイトにならず、在日韓国・朝鮮人に対する本国への帰国を求める発言がヘイトになるのは二重基準ではないのかとの旨の問いかけがなされているが、直前に、条例に反対する旨及びヘイトスピーチの定義が不明確である旨を述べ、沖縄において在日米軍等への帰国を求める発言が浴びせられている状況について言及しており、あくまで、条例におけるヘイトスピーチの定義について問題提起を行う趣旨の発言であることが認められる。

以上より、本件発言2に係る表現活動の内容や態様が、在日韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し又は誹謗中傷するものや、在日韓国・朝鮮人のうちの相当数に脅威を感じさせるようなものとまでは認められない。

よって、本件発言2は、条例第2条第1項第2号ア又はイのいずれにも該当しない。

(4) 本件発言3の条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件発言3においては、日本に来て犯罪を行うのは韓国人が圧倒的に多いとの表現が認められ、弁士Bが、韓国人に係る犯罪について、どの統計数値を根拠に述べているかは定かでないものの、少なくとも、そのような事実は確認できなかったことから、在日韓国・朝鮮人に対する差別の意識を助長するものであって、誠に遺憾である。

しかしながら、本件表現活動2は、あくまでも条例に反対することを主題とした表現活動であり、その後、弁士B自身が面前で罵声を浴びせられたことに過剰反応したことを謝罪していることから、通行人から挑発的な発言を受けて感情的になり、それに対する反論としてなされたものと認められる。また、本件発言3の前後において、韓国民団等が行った活動等について非難する旨の発言は確認できるものの、特段、在日韓国・朝鮮人を侮蔑又は誹謗中傷する発言があるわけでもなく、そうした侮蔑や誹謗中傷と関連させて本件発言3を行ったものであるとも認められない。

以上より、本件発言3に係る表現活動の内容や態様が、在日韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し又は誹謗中傷するものや、在日韓国・朝鮮人のうちの相当数に脅威を感じさせるようなものとまでは認められない。

よって、本件発言 3 は、条例第 2 条第 1 項第 2 号ア又はイのいずれにも該当しない。

(5) 本件発言 4 の条例第 2 条第 1 項第 2 号該当性について

条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件発言 4 においては、日本に來ている「朝鮮人」の一部に犯罪行為や公安事件に関与している者がおり、そういったことをする民族や組織を危険な存在と見るのは当然であり、警察が守ってくれないのであれば、武装してでも自らを守らないと仕方がない旨の発言が認められる。

本件発言 4 の前後において、弁士 B は、朝鮮総連及び朝鮮学校が拉致事件に協力していたことを「在日朝鮮人」が告発している旨及び「朝鮮人」が共産主義の犯罪組織を結成していた旨などを、本件発言 4 の根拠として例示しているものと推察される。

朝鮮総連及び朝鮮学校並びに一部の「朝鮮人」による行為のみを根拠として、在日韓国・朝鮮人一般について、上記のように述べることは、「朝鮮人」について危険な存在であることを前提とするものであり、在日韓国・朝鮮人一般について、武装を要するまでに危険な存在であると断じているに等しいことから、在日韓国・朝鮮人に対する差別の意識を助長するものであり、誠に遺憾である。

しかしながら、本件表現活動 2 は、あくまでも条例に反対することを主題とした表現活動であり、その後、弁士 B 自身が面前で罵声を浴びせられたことに過剰反応したことを謝罪していることから、通行人から挑発的な発言を受けて感情的になり、それに対する反論としてなされたものと認められる。また、武装してでも自らを守らないと仕方がない旨の発言についても、弁士 B が攻撃を受けた際の防衛手段として武装する旨の決意を述べているにとどまる。

以上より、本件発言 4 に係る表現活動の内容や態様が、在日韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し又は誹謗中傷するものや、在日韓国・朝鮮人のうちの相当数に脅威を感じさせるようなものとまでは認められない。

よって、本件発言 4 は、条例第 2 条第 1 項第 2 号ア又はイのいずれにも該当しない。

(6) 小括

したがって、本件表現活動 2 は、条例第 2 条第 1 項第 2 号に該当するとはいえないから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチに

は該当しない。

7 本件表現活動3のヘイトスピーチ該当性について

(1) 本件表現活動3の条例第2条第1項第2号該当性について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

本件表現活動3は、複数の弁士によるものであり、終始一貫して同一の主題について主張しているとまでは言えないものの、大筋において、条例に反対する旨を述べるもの、日本における拉致問題や領土問題について政治家は毅然とした態度で挑まなければならないなどと呼び掛けるものなどであることが認められた。

政治家や行政についての批判については、広く許容されるべきであり、また、当審査会が確認できる限りでは、明確に在日韓国・朝鮮人及び在日中国人に対する誹謗中傷と判断できる表現は見受けられないことから、本件表現活動3には、人種若しくは民族に対する侮蔑や誹謗中傷といえるような表現の内容や態様はほぼ認められない。

以上より、本件表現活動3を総合的に勘案すると、その表現活動の内容や態様が、在日韓国・朝鮮人及び在日中国人を相当程度侮蔑し又は誹謗中傷するものや、在日韓国・朝鮮人及び在日中国人のうちの相当数に脅威を感じさせるようなものとまでは認められない。

よって、本件表現活動3は、条例第2条第1項第2号ア又はイのいずれにも該当しない。

(2) 小括

したがって、本件表現活動3は、条例第2条第1項第2号に該当するとはいえないから、その余について判断するまでもなく、ヘイトスピーチには該当しない。

8 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

平成29年度 平29-職1

年 月 日	経 過
平成 29 年 7 月 27 日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
平成 29 年 7 月 27 日	調査審議（論点整理）
令和 3 年 7 月 19 日	調査審議（論点整理）
令和 3 年 10 月 13 日	調査審議（論点整理）
令和 4 年 6 月 6 日	調査審議（論点整理）
令和 4 年 7 月 12 日	調査審議（論点整理）
令和 5 年 11 月 28 日	調査審議（論点整理）
令和 5 年 12 月 12 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 1 月 4 日	弁士 A から意見書の提出
令和 6 年 1 月 17 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 2 月 8 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 3 月 6 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 3 月 18 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 4 月 24 日	調査審議（論点整理）
令和 6 年 5 月 8 日	調査審議（答申案）
令和 6 年 6 月 12 日	調査審議（答申案）
令和 6 年 6 月 19 日	調査審議（答申案）
令和 6 年 6 月 27 日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）